平成２４年（フ）第７８７号
札幌市白石区米里５条１丁目14番１―101号
債務者　寻田　生美
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８００号
札幌市厚別区青葉町１丁目１番６―501号
債務者　佐藤　秀幸
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８０５号
札幌市中央区南15条西８丁目１番33号　２Ｆ
債務者　毛内　恵子
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８２４号
札幌市西区山の手４条２丁目１番29号　ロアール山の手202号
債務者　高野比呂子
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１５号
秋田県北秋田市鷹巣字平崎上岱13番地２　Ｋ―２
債務者　渡部　定子
1　決定年月日時　平成24年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２３年（フ）第５０５号
群馬県前橋市城東町５丁目16番１―305号
債務者　坂本　道子
1　決定年月日時　平成24年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第３９号
新潟県十日町市山本908番地１、申立時の住所群馬県前橋市本町３丁目10番３―102号　レオパレスフェニックスＭＶＩ
債務者　三宅裕太郎
1　決定年月日時　平成24年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第５７号
群馬県前橋市古市町203番地１　藤和シティーコープ401号、外国人登録原票上の住所群馬県高崎市山名町460番地38
債務者　岩本成薫こと　文　　成薫
1　決定年月日時　平成24年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第７０号
群馬県前橋市下小出町３丁目10番地７
債務者　一場　　孝
1　決定年月日時　平成24年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第７９号
群馬県前橋市下石倉町18番地12
債務者　大山　和也
1　決定年月日時　平成24年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第８３号
群馬県前橋市関根町548番地　ＲＡ―103号
債務者　宇敷　和子（旧姓塚田）
1　決定年月日時　平成24年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第９１号
群馬県北群馬郡榛東村大字新井1291番地２
債務者　森川　春彦（旧姓畠山）
1　決定年月日時　平成24年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第９３号
愛知県一宮市萩原町富田方字柳原77番地３
債務者　犬飼早恵子
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第２７２号
京都市中京区小川通御池上る下古城町384番地６　コスモ二条城東705号
債務者　サンワ物商こと　若林　俊治
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第２８３号
京都市下京区中堂寺南町105番地　ゴールドハイツ五条502号
債務者　真屋　知子
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第２９４号
京都市西京区御陵南荒木町５番地２　メゾン・ド・カプチーノ301
債務者　岩﨑　光利
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第３０３号
京都市中京区壬生坊城町48番地の３　壬生坊城第２市街地住宅４棟1023号
債務者　端本　安治
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第３４９号
京都府木津川市兜台３丁目15番地３　ガーデンハウス相楽かぶと台Ａ―１Ｒ
債務者　佐々木　茂
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係